

環境影響評価の項目の対象とするものである。この「場」については、必ずしも歩道や整備された施設を伴うことや、また、地方公共団体などによって公に位置付けられていることが必要ではなく、里山、海浜や川辺などの水辺環境、樹林地など、一般の不特定多数の住民等が自然発生的に自然との触れ合い活動に用いている場所なども含まれるものである。ただし、例えば、自宅における家庭菜園のように、特定個人だけに利用が限定されるような場合まで含まれるものではない。

「文化財」については、文化財保護法に規定する有形文化財、有形民族文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群のほか、埋蔵文化財包蔵地を含むものとする。

その他の文化財である演劇、音楽などの無形文化財、風俗慣習、民俗芸能等の無形民俗文化財及び天然記念物については、必要に応じて「人と自然との触れ合い活動の場」、「景観」、「動物」、「植物」、「地形及び地質」などの環境要素で取り扱う。

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

- ア 廃棄物等 廃棄物、建設工事に伴う副産物等
- イ 温室効果ガス等 二酸化炭素等

〔解説〕

環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素を廃棄物等、温室効果ガス等の2つに区分して選定することを示したものである。

これら廃棄物等などの要素は、その影響による環境の状態の変化を予測することが困難であるため、負荷量を予測しその量が事業者により実行可能な範囲内で抑制されているかを評価することになる。

「廃棄物等」には、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれも該当するものであり、その他工事に伴い発生する残土等の建設副産物等も含まれる。なあ、工事に伴い発生する建設副産物の処分を行う場合の影響については、この区分において検討されるのではなく、自然や水質等に関する区分においてそれらの環境要素への影響に関し検討される必要がある。

「温室効果ガスの排出量等」には、地球環境保全に係る環境影響のうち環境への負荷の量を把握することが適切なものとして、例示の他に、熱帯材の使用量、オゾン層破壊物質の排出量等が想定される。なお、酸性雨のような例については、一般に窒素酸化物や硫黄酸化物等による環境影響として大気環境の中で予測評価されるべきであるが、酸性雨原因物質として総排出量を予測評価することが必要となる場合には、この区分において検討されることも考えられる。

- 2 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因

(以下「影響要因」という。)について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して必要に応じ項目の削除又は追加を行ってするものとする。

3 前項の規定による項目の選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業特性に応じて、次に掲げる各影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。)

#### [解説]

環境影響評価の項目は、技術指針の別表第1によりその対象事業の実施に伴う影響要因について影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目として選定すること、また、選定に当たっては影響要因を工事の実施と土地又は工作物の存在及び供用に分け、技術指針の別表第1の区分を基に適切に細区分し、当該細区分された影響要因ごとに検討することを明示したものである。

技術指針の別表第1は、対象事業の実施に関する影響要因と環境要素を包括的に示したものであるので、事業者は同表に示された区分を基に、事業特性の内容を詳細に把握し、対象事業に係る具体的な影響要因を細区分し選定する。

影響要因の抽出に当たっては、特殊な工法の採用や特殊燃料を使用するようなどは、特に注意する必要がある。

また、環境保全措置を講じ環境影響が少ないことが想定される場合であっても、項目として選定し、環境保全措置の内容やその効果について検討することになることに注意する必要がある。

なお、環境影響評価の項目とは、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用の各段階の影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素を組み合わせたもので、例えば「建設機械の稼働等に伴う騒音」というような組み合わせをいい、環境影響評価の調査、予測及び評価は、このように選定された項目ごとに行う。

4 前項の規定による検討は、第1項各号に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。